

## てんかん地域診療連携体制整備事業について

### 1 経過等

国では平成27年度から、てんかん患者が地域において適切な支援を受けられるよう、てんかん診療における地域連携体制を整備することを目的として、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を開始し、てんかん診療拠点機関（以下「拠点機関」という。）の整備を進めている。道においても、平成30年3月に策定した北海道医療計画において、対策等を行う精神疾患の一つとして「てんかん」を明記したところであり、今後、てんかんに係る知識の普及啓発や診療連携体制の構築など計画に基づく取組を推進していく上で、中心となる拠点機関を選定し事業を実施していく必要がある。

### 2 拠点機関の選定基準（平成30年度第2回北海道精神保健福祉審議会で審議済み）

- (1) 脳波検査・MRIが整備
- (2) 発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が可
- (3) てんかんの外科治療が可
- (4) 複数の診療科（精神科及び脳神経外科を必須）による集学的治療が可
- (5) すべての専門医（※）が配置

※てんかん学会、神経学会、精神神経学会、小児神経学会、脳神経学会が定める専門医

※(4)(5)は道独自で定めたもの

### 3 拠点機関の選定状況

・道の選定基準に基づき、てんかん診療拠点機関の公募を実施し令和元年12月13日に札幌医科大学附属病院を選定、てんかん地域診療連携体制整備事業の実施に係る協定を締結。

### 4 拠点機関の主な役割

- (1) てんかん対策等について協議する「てんかん治療医療連携協議会」の設置・運営(R1～)
- (2) てんかん患者や地域住民等への普及啓発(R2～)
- (3) 関係医療機関への助言・指導(R2～)